

都道府県単位保険料率の設定方法等について (参考資料)

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率
(平成20年9月まで)

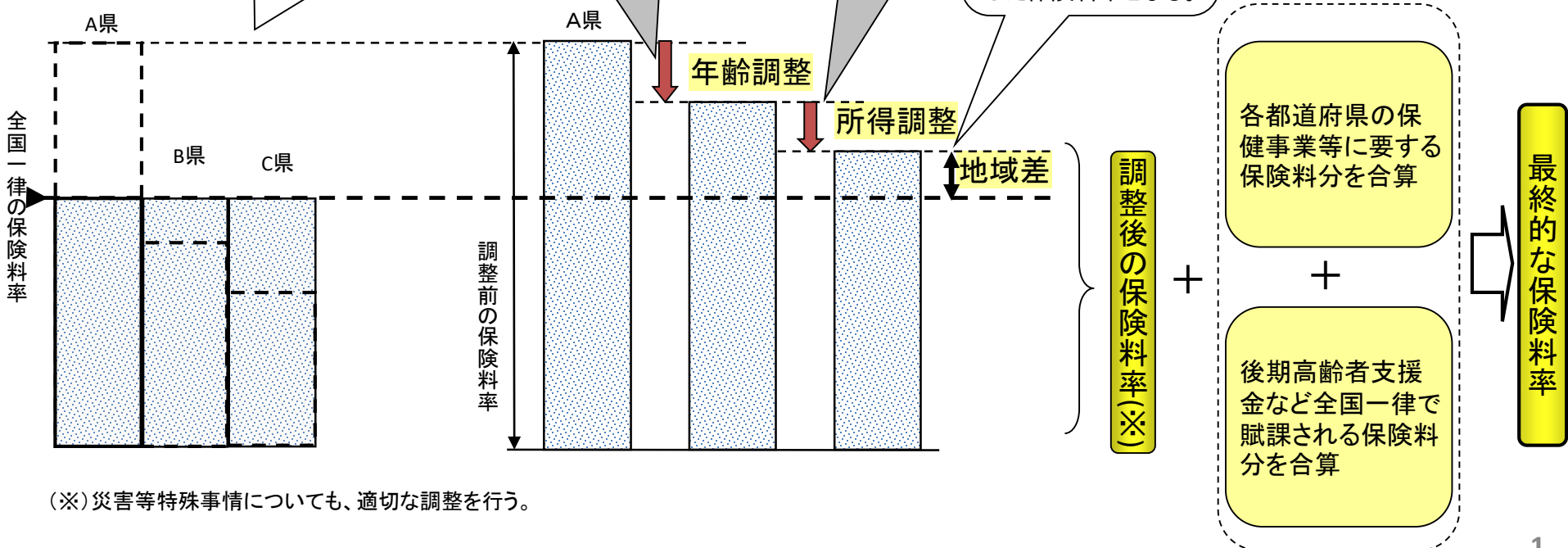
都道府県単位保険料率(平成20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

都道府県単位保険料率の計算方法について

$$\text{都道府県単位保険料率} = \text{第1号保険料率} + \text{第2号保険料率} + \text{第3号保険料率}$$

調整前保険料率 + 年齢調整率 + 所得調整率

$$\frac{\text{支部療養の給付等} + \text{年齢調整額}^{①} + \text{所得調整額}^{②}}{\text{支部の総報酬月額}}$$

支部の総報酬月額

前期高齢者納付金
 後期高齢者支援金
 退職者給付拠出金
 等

前々年度の精算分等

① 年齢調整額

支部加入者を全国の
 年齢構成割合と
 仮定したときの年齢
 階級別の加入者数

×

全国の年齢階級別の
 1人当たりの給付費

支部の年齢階級別の
 加入者数

×

全国の年齢階級別の
 1人当たりの給付費

② 所得調整額

全国の給付費の総計

×

支部の総報酬月額

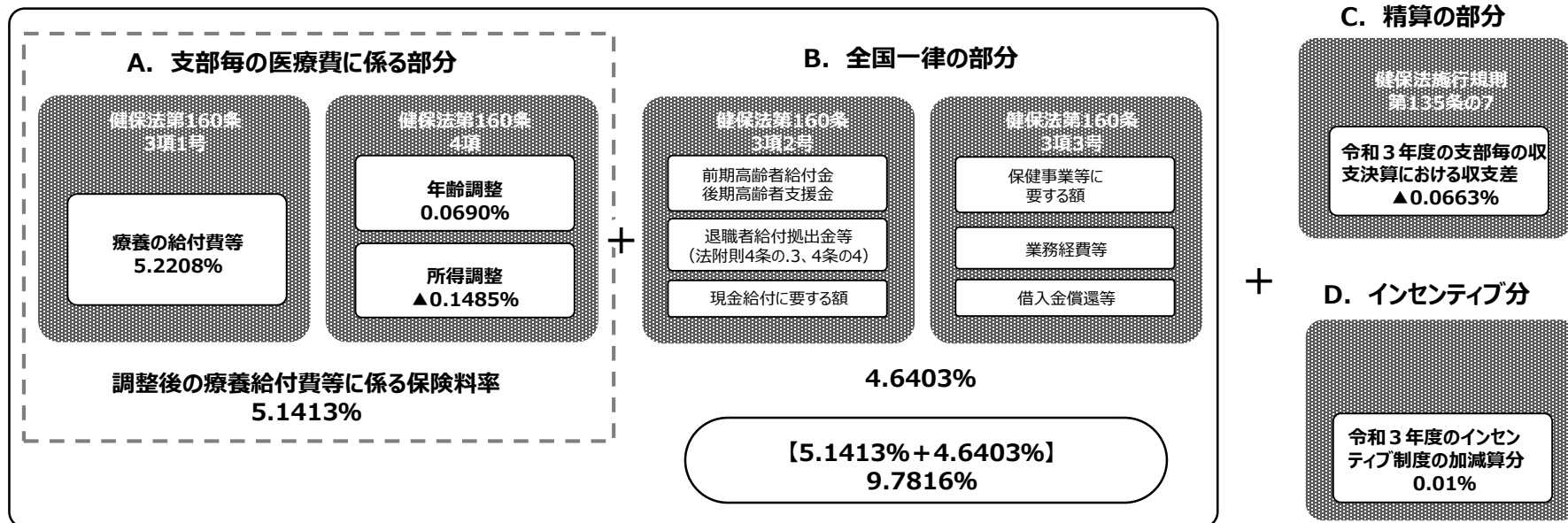
$$\frac{\text{支部の総報酬月額}}{\text{全国の総報酬月額}}$$

全国の1人当たりの
 給付費

×

支部の加入者数

(参考) 令和5年度滋賀支部保険料率



令和5年度滋賀支部保険料率

平均保険料率 5.1413% + 共通料率 (全国一律の部分) 4.6403% + 精算の部分 ▲0.0663% + インセンティブ分 0.01%

= 9.73% 【小数点第3位四捨五入】